

三原市告示第 1 4 1 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更届出がなされたので、同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 8 年 8 月 5 日

三原市長 岡 田 吉 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

D C M 三原円一店

広島県三原市円一町二丁目 6 番 1 号 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

D C M 株式会社

代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号

株式会社ププレひまわり

代表取締役 畑 和彦

広島県福山市西新涯町二丁目 10 番 11 号

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役 伊藤 光博

東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番 21 号

3 変更した事項

- （ 1 ）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
D C M株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六 丁目 22 番 7 号	
株式会社ププレひまわり	代表取締役 畑 和彦	広島県福山市西新涯町 二丁目 10 番 11 号	
大和ハウスリアルティマネジメント 株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区神田三 崎町三丁目 3 番 21 号	

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
D C M株式会社	代表取締役 神谷 浩邦	東京都品川区南大井六 丁目 22 番 7 号	令和 8 年 3 月 1 日 代表者の氏名変更
株式会社ププレひまわり	代表取締役 畑 和彦	広島県福山市西新涯町 二丁目 10 番 11 号	
大和ハウスリアルティマネジメント 株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区神田三 崎町三丁目 3 番 21 号	

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
D C M株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六 丁目 22 番 7 号	
株式会社ププレひまわり	代表取締役 畑 和彦	広島県福山市西新涯町 二丁目 10 番 11 号	
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	

(変更後)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
D C M株式会社	代表取締役 神谷 浩邦	東京都品川区南大井 六丁目 22 番 7 号	令和 8 年 3 月 1 日 代表者の氏名変更
株式会社ププレひまわり	代表取締役 畑 和彦	広島県福山市西新涯町 二丁目 10 番 11 号	
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	

4 変更の日

上記 3 のとおり

5 届出年月日

令和 8 年 7 月 29 日

6 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所 3 階）

7 届出等の縦覧期間及び時間帯

令和 8 年 8 月 5 日から令和 8 年 12 月 4 日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- 8 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から 4 月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8 年 12 月 4 日

三原市経済部商工振興課